

(2) 妊孕性温存療法に関する制度

小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存療法研究促進事業

- 生殖機能に影響を与える恐れのある治療等を開始する前に行う、卵子や精子の凍結等の妊孕性温存治療の費用の一部を助成します。

対象治療	1回あたりの助成上限額	助成回数
胚（受精卵）凍結	35万円	2回まで
未授精卵子凍結	20万円	2回まで
卵巣組織凍結	40万円	2回まで (組織採取時に1回、再移植時に1回)
精子凍結	2万5千円	2回まで
精子凍結（精巣内精子採取術）	35万円	2回まで

※がん等の治療を開始する前に、主治医及び生殖医療を専門とする医師にご相談ください。

※指定医療機関（他の都道府県の指定医療機関を含む）で受けた治療に限ります。

- 制度の詳細及び指定医療機関は富山県厚生部健康対策室健康課のホームページをご覧ください。

【手続き】 富山県厚生部健康対策室健康課
076-444-3224

